（削る）	（削る）
（略）	（略）
（削る）	

附　則

この省令は、平成三十一年四月二十八日から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一―五（特別職）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一―五―二一

人事院規則一―五（特別職）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一―五（特別職）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（宮内庁の特別職）	（宮内庁の特別職）
第二条　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。	**第二条**　法第二条第三項第十号の規定に基づき、次に掲げる宮内庁の職員の職を特別職とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　侍医長（一人）及び侍医（三人）	五　侍医長（一人）及び侍医（四人）
六　上皇侍従（七人）	（新設）
七　上皇女官長（一人）及び上皇女官（六人）	（新設）
八　上皇侍医長（一人）及び上皇侍医（四人）	（新設）
九～十一　（略）	六～八　（略）
十二　皇嗣職宮務官長（一人）及び皇嗣職宮務官（十人）	（新設）
十三　皇嗣職侍医長（一人）及び皇嗣職侍医（三人）	（新設）
十四　宮務官（四人）	九　宮務官（五人）
十五　侍女長（四人）	十　侍女長（五人）

附　則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一一―八（職員の定年）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十一年四月二十四日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一一―八―四四

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一―八（職員の定年）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表（第四条関係）	
職員	年齢
（略）	（略）
宮内庁の職員（宮内庁次長を除く。）のうち、次に掲げる職員 一　内舎人、女嬬、上皇内舎人、上皇女嬬、東宮内舎人及び東宮女嬬 二～七　（略）	六十三年。ただし、人事院が定める職員にあっては、当分の間、六十五年
（略）	（略）

改正前	
別表（第四条関係）	
職員	年齢
（同上）	（同上）
宮内庁の職員（宮内庁次長を除く。）のうち、次に掲げる職員 一　内舎人、女嬬、東宮内舎人及び東宮女嬬 二～七　（同上）	六十三年。ただし、人事院が定める職員にあっては、当分の間、六十五年
（同上）	（同上）

附　則

この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。